

議案第五六号

三朝温泉会館設置條例制定について

別紙の通り三朝温泉会館設置條例を制定するものとする

昭和三十四年九月二十五日提出

三朝町長 坂出雅巳

昭和三十四年九月二十六日朱書のとおり修正可決

東伯郡三朝町議會議長 加藤幸太郎



三朝温泉会館設置条例

(昭和三十四年
条例第 号)

(設置)

第一條 観光事業の振興と町民の福利を増進するため、温泉の大衆化を図り、健全保養

によつて健康の増進に寄与し併せて町内外の集合の場として三朝温泉会館(以下、会館と

いふ)を設置する

(名稱及び位置)

第二條 会館の名稱及び位置は次の通りとする

一 名稱 三朝温泉会館

二 位置 三朝町大字三朝字柳子田谷地内

(経理)

第三條 会館の経理は三朝町三朝温泉会館特別会計とし、使用については別に條例で定

める

(職員)
第四條 会館に左の職員を置く

一 館長

二 支配人

三 従業員

(接待員及び管理員)

(運営審計会の設置)
第五條 会館の運営に関する事項を審計するため 諮問機関として会館運営審計会(以下

審計会という)を設置する

2. 審計会の委員は ~~五名以上~~ ~~十名以内~~ 十名以内とする

(補則)
第六條 この條例に定めるもののほか管理運営に必要な事項は別に定める

附 則

この條例は公布の日から施行する